

国土交通省独立行政法人評価委員会

第12回教育機関分科会

日 時 平成18年3月3日（金）

13：00～14：50

場 所 2号館低層棟共用会議室5

（速 記 録）

開 会

(航海訓練所)

【磯崎海技企画官】 それでは定刻でございます。ただいまから国土交通省独立行政法人評価委員会第12回教育機関分科会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方にはご多忙の中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。事務局の磯崎でございます。

初めに、当分科会の委員の皆様のご紹介と事務局のメンバーでございますが、恐縮ですが時間の関係上、お手元の座席表によりご確認をお願いいたします。

法人側ですが、前半の議題となっております航海訓練所から理事長ほかに出席いただいております。

小川理事長でございます。

【小川理事長】 小川でございます。よろしくお願いいたします。

【磯崎海技企画官】 教育機関分科会の委員は、12名のところ現在9名ご出席いただいておりますので過半数を超えております。議事を行うための定数を満たしておりますことをご報告いたします。

本日の分科会の結果の取り扱い、会議の公開、議事録につきましては、従来どおり、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則の定めるとおりといたします。

お手元には独立行政法人航海訓練所業務方法書(案)及び新旧対照表、役員報酬規程(案)及び新旧対照表を配付させていただいております。ご遺漏ございませんでしょうか。

資料につきましては公開の扱いといたします。

それでは、以後の進行につきましては、杉山分科会長をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【杉山分科会長】 本日もよろしくお願い申し上げます。

それでは早速議事を進めさせていただきます。

本日の委員会では、教育関係の三つの独立行政法人それぞれに二つの議題がございます。1番目は業務方法書について国土交通大臣への意見具申を行うこと、2番目が役員報酬規程等について国土交通大臣への意見具申を行うこと、この二つの議題であります。ただし、2番目の役員退職手当支給規程については航海訓練所と航空大学校については変更がござ

いませんので、海技教育機構についてのみ意見具申を行うことといたします。

審議時間は各機関1時間弱を目安に議事を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

初めに、航海訓練所から審議を行います。まず業務方法書について法人から説明をいただき、皆様のご意見をお伺いした後で、役員報酬規程についても同様に進めさせていただきたいと思ひます。そういう進め方でよろしゅうござひますでしょうか。

それでは、法人から業務方法書についてご説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【小川理事長】 航海訓練所の業務方法書の改正（案）につきまして、資料番号はついでござひませんが、お手元の一部改正（案）の概要、また資料1-1-1の独立行政法人航海訓練所業務方法書（案）、資料1-1-2、A4横書きの同方法書（案）新旧対照表でご説明申し上げたいと存じます。ごらんください。

今回の改正点は3点ござひます。1点目は、国会審議中の個別法（独立行政法人航海訓練所法）の一部改正に伴ひ、同法で規定してあります第10条、「業務の範囲」が同法の第11条に改正されたことに伴う改正でござひます。資料1-1-2新旧対照表の改正案を見ていただきますと、該当する第3条、第10条、第11条につきましてアンダーラインで改正箇所をお示ししてござひます。法律の改正に伴う条の番号の改正でござひます。

2点目は、平成16年度から開始いたしました受託料の収受につきまして、その根拠を明らかにする必要があることから、新たに業務方法書に規定することといたしました。資料1-1-2新旧対照表の改正案で、第4条に（航海訓練の受託）という項目で規定させていただき、委託及び受託の関係を明確にした上で、2ページ目の第5条で受託料の収受について規定いたしてあります。具体的には第4条、（航海訓練の受託）という規定で、航海訓練所は、航海訓練を委託しようとする機関から航海訓練の委託に関する文書を徴するものとする。また、第5条の（受託料の収受）で、航海訓練所は、航海訓練の委託を受けるときには、別に定めるところにより、受託料を収受するものとする、という規定とさせていただきます。

3点目は、平成18年度から航海訓練所が新たに受け入れることになりましたいわゆる新3級、正式には海技大学校海技士科三級海技士専攻科という名称でござひますが、この航海訓練期間につきまして、これまで三級海技士（航海）及び三級海技士（機関）の資格を取得するための航海訓練所における訓練期間が12月でありましたところ、いわゆる新

3級については新たに船社等における練習船による航海訓練6月が認められましたところから、航海訓練所における航海訓練期間を6月ということで新たに規定することといたしました。具体的には2ページの左側、中段でございますが、第7条に航海訓練期間といたしまして、航海訓練所は、航海訓練を受ける者（以下「実習生」という。）に対し、船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条第1項第1号八に規定する三級海技士（航海）又は同条第1項第2号八に規定する三級海技士（機関）の資格を取得するための航海訓練期間にあっては12月、そこから改正部分でございますが、（航海訓練所以外の練習船において6月以上の航海訓練を受ける場合には6月）、同条第1項第1号二に規定する四級海技士（航海）又は同条第1項第2号二に規定する四級海技士（機関）の資格を取得するための航海訓練期間にあっては9月（これに加えて行う別に定める実習に係る航海訓練期間にあっては3月）とするものとする。ここの改正でございます。

以上、今回業務方法書3点につきまして、このような改正を行うということでご説明を申し上げます。

以上でございます。

【杉山分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関して、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

それでは特段ご意見もないようですので、当分科会としてはこれについて意見なしということにいたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

【杉山分科会長】 ありがとうございました。

引き続き、役員報酬規程について審議をいたします。

それでは法人からご説明いただきたいと思います。

【小川理事長】 引き続き役員報酬規程の一部改正につきまして、資料番号をつけてございませんが、お手元に独立行政法人航海訓練所役員報酬規程の一部改正（案）の概要、また資料1-2-1、独立行政法人航海訓練所役員報酬規程（案）、さらに資料1-2-2、独立行政法人航海訓練所役員報酬規程（案）新旧対照表がございます。お手元の資料1-2-2の新旧対照表でご説明申し上げます。資料1-2-2をごらんください。

まず、今回の改正の背景といたしまして、国家公務員において平成17年9月28日閣議決定におきまして、「国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とする」旨

の内容が定められ、また平成18年4月からの国家公務員における指定職の給与見直しを含む一般職給与法等の一部改正が平成17年11月7日に公布されましたが、当航海訓練所におきましてもこうした動向を受け、役員報酬規程の一部改正を行うことといたしました。

資料1-2-2、新旧対照表をごらんください。主な改正点は役員の俸給月額の改正と特別地域手当の支給率の改正でございますが、アンダーラインでお示しした部分が今回改正となる箇所でございます。主な改正点を中心にご説明したいと存じます。

まず1ページ、第4条の俸給関係でございますが、今回の改定の本題でございます役員俸給の引き下げでございます。国家公務員の指定職の俸給引き下げと同等の引き下げを行いました。具体的には、第4条第1項に定めてございます理事長の俸給は7万1,000円減、率で6.67%でございますが、99万4,000円、また理事は5万6,000円減の78万4,000円、監事は4万9,000円減の69万3,000円と改正しております。

次に第5条でございますが、第2条において従前から使用していましたが調整手当という名称から、今回は特別地域手当という名称の変更を行っております。名称の変更も国家公務員と同様に変更することとしまして、当航海訓練所が所在しております横浜市の地域の水準が100分の10から100分の12へ改正する内容となっております。また、平成18年4月1日以降、当航海訓練所が非特定独立行政法人、いわゆる非公務員化になることから、国の一般職給与法を引用せず、訓練所の職員給与規程を引用した役員の報酬規程とすることで非公務員化をはっきり明示したいと考えております。したがって、第5条以降の職員給与規程を用いた条文の変更は非公務員化導入に伴う改正ということでご理解いただきたいと思います。

その例でございますが、2ページをごらんください。2ページの左上、第6条でございます。第6条、（通勤手当）の関係でございますが、国の一般職給与法を適用せず、航海訓練所の職員給与規程を引用する。右側と比べていただくとご理解いただけると存じます。また、第3項の改正は新幹線鉄道等を利用することが通勤事情の改善に相当程度資すると認められた常勤役員について、同様に職員給与規程を準用して支給するという改正でございます。

次に第7条、（単身赴任手当）関係は今まで実質的には支給対象者はございませんが、職員給与規程に準じて常勤役員に支給するという規程でございます。これは旧規程では第

6条の2で規程されていた内容でございます。

第8条、非常勤役員手当関係は常勤役員と同様の引き下げを実施するため1万8,000円減の25万4,000円といたしました。率で6.62%に相当いたします。

引き続き3ページをごらんください。第13条でございます。特別手当関係は第3項の在職期間率について、右側の旧規程では表にしてお示していたものを単純に号立てに改正したものでございます。中身の変更はございません。

第13条第5項は役員の特別手当に対する評価についての改正でございます。従前は役員個人の業績を評価し、増減ができる内容になってございます。右側の旧規程では、第12条の5項に規定してございます。アンダーラインの部分でございますが、他の独立行政法人の例を参考にいたしまして、国土交通省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案させ、増減を100分の10の範囲内で行えるという規定に改定いたしました。

引き続き、この改正を含め附則の改定についてご説明申し上げます。最後の6ページをごらんください。左側の一番下でございますが、附則第1条で、施行日を平成18年4月1日といたしております。

第2条では、施行日の前日から引き続く役員については、国家公務員の指定職及び特別職と同様に、当法人の現在の役員について施行日の前日の俸給を補償する規定でございます。

第3条は、特別地域手当が横浜ということで10%から12%になるわけでございますが、予算増加の抑制措置として特に平成18年度について経過期間として11%の適用とすることを設けた規定でございます。

以上、航海訓練所の役員報酬規程の改定についてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

【杉山分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見がございましたらご発言をお願いしたいと思います。どうぞご自由にご発言いただきたいと思います。

よろしゅうございますか。

【石津委員】 第5条以下が、身分が非公務員化になったことで規程が変わったことに伴うこととお伺いしたところですが、一般職の職員の給与に関する法律から職員給与規程に変わったことによって、条文が変わっただけではなくて実質的な意味で変化があったところはどこになるのでしょうか。

【坂場理事】 特に変わったところはありません。根拠が一般職給与法であったものが今回職員給与規程に変えただけで、そもそも職員給与規程は一般職給与法に準じてつくられているものですから、それはそのまま、今回も中身は変えないで引用してくる規程が変わっただけでございます。もちろん職員給与規程自体は今回の閣議決定とか一般職給与法の法律改正の見直しの内容に従って職員給与規程は変わってございます。それを適用して役員の規程が変わっている部分があるということです。

【石津委員】 例えば6条の3項、あるいは13条の5項あたりは通常の一般職の方と違うのかなと思ったのですが、そうでもないということですか。

【坂場理事】 その辺は変わらないのですが、今回は前回の改正前の第6条と新しい改正案の第6条が変わっていますけれど、これは前回も内容としてあったのですが、詳しく特記した形の改正ということになります。内容は変わってございません。

【石津委員】 わかりました。

【杉山分科会長】 ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。

【石津委員】 もう1点質問してよろしいですか。これも結局一般職の方との横並びということだろうと思うのですが、附則の第2条で、お伺いするまでもないところだと思いますが、これは現在から引き続き役員でいらっしゃる方について4月1日以降、同じ役職についているのであれば人勤ではマイナス6.67%下がるけれど、それを下げないでそのままいらっしゃるということなわけですね。そして、新たにその役職につかれた方については新しい俸給表でやっていくということですか。

【坂場理事】 そのとおりです。

【石津委員】 号俸が上がっていったりすると、その前を追い越すところに来るまでは前のものを使うということですか。

【坂場理事】 役員の理事長なら理事長、理事なら理事に対応した俸給表がありまして、俸給が上がるということはありません。

【石津委員】 改定されて……。

【坂場理事】 そのとおりです。

【石津委員】 わかりました。私、指定職の1号、2号となっていると思ったのですが、そうではなくてということですね、一定なんですね。

【杉山分科会長】 ほかにいかがでございましょうか。

特段ご意見がないようであれば、今のはご質問でのやりとりですので修正ということもございませんので、当分科会としてはこれについても意見なしにさせていただきますが、よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【杉山分科会長】 ありがとうございました。

これで航海訓練所の業務方法書と役員報酬規程の審議は終了ということになります。冒頭に1時間弱と申し上げたんですが、非常にすっきりと議論ができました。

それでは一旦事務局にお返し申し上げます。

【磯崎海技企画官】 どうもありがとうございました。

それでは、航海訓練所関係の議事は終了とさせていただきます。

次は海技教育機構になりますので、このままでお待ちいただきまして法人の入れかえをお願いいたします。

資料はまたお配りいたします。

休 憩

（海技教育機構）

【磯崎海技企画官】 それでは、次の議題に入りたいと思います。海技教育機構が対象でございます。

法人からは理事長ほかに出席いただいております。

海技大学の吉田理事長でございます。

【吉田理事長】 吉田です。よろしくお願いいたします。

【磯崎海技企画官】 海員学校の田根理事長でございます。

【田根理事長】 田根でございます。よろしくお願いいたします。

【磯崎海技企画官】 お手元には資料、独立行政法人海技教育機構の業務方法書（案）及び対照表、役員報酬規程（案）及び対照表、役員退職手当支給規程（案）及び対照表を配付させていただいております。ご遺漏ございませんでしょうか。

以降の進行につきましては、杉山分科会長にお願いいたしたいと思います。

【杉山分科会長】 それでは、早速議事を進めさせていただきます。

進め方は航海訓練所の場合と同様で行いたいと思います。

まず業務方法書について法人からご説明を頂戴したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

【田根理事長】 独立行政法人海技教育機構の業務方法書につきまして、私から説明させていただきます。お手元に1枚もののペーパーと、それを説明する教育体制の絵が届いているかと思いますが、それらをごらんいただければありがたいと思っております。

私どもは、平成18年4月1日から独立行政法人海技大学校と海員学校が統合しまして、新しく海技教育機構となるわけございまして、海技教育機構の業務方法書を作成したところでございます。

新しい新機構におきましても、基本的に業務は従前の2独法の業務を引き継ぐことから、総合的に一つにまとめたというのが一つの基本路線でございまして、まとめたものを絵にしたのがこのポンチ絵でございますが、この中で新機構におきましてはいわゆる枠組みが、船舶職員及び小型船舶操縦士法に定めております海技士の免許を取得するいわゆる資格教育と実務能力のレベルアップを図る実務教育の2本柱の体制から業務を分けてございます。

では、ポンチ絵を見ていただければと思いますが、業務方法書第3条で海技士教育科と技術教育科に分けてございまして、上半分の海技士教育科が先ほど説明申し上げました資格教育という分類に入っております。下の技術教育科がいわゆる実務能力向上を図る実務教育という分類、この2本の柱を私どもの海技教育機構の業務ととらえて業務方法書の第3条でこれを規程してございます。

資格教育からまいりますと、業務方法書第5条に海技課程、海技専攻課程でございまして。海技課程の定義をまた7条でコースをもって説明してございまして、この中に従来の海員学校がやっておりましたいわゆる新人教育者を対象とした本科のコースあるいは専修科のコース、乗船実習科、インターンシップコースという仕分けをしております。海技専攻課程に海上技術コースと海技士コースということで、これは従来海技大学校で実施しておりました本科、専修科を卒業して一貫して教育するコース、あるいはさらに上のレベルを目指すコースという海技資格取得コースをまとめてございます。

一方、下の実務能力の向上を図る実務教育は、船舶運航実務課程と特別課程に分けまして、船舶運航実務課程がいわゆる業界のニーズに沿った実務コース、あるいは従前から行っております海技教育の通信教育という分類と、技術協力とか国際条約に基づく研修等々を入れる特別課程に分けてございます。

資料2-1-1の業務方法書に目を流していただければと思います。第1章から第7章、附則という構成になっておりまして、1ページの第1章総則は先ほど申しました業務の執行、総体的なところを定めてございます。第2章の第3条で科の設置、2ページにまたがりまして4条で科の目的、5条で課程の設置を至っておりまして、6条に課程の目的、7条でさらに落としまして、課程の中のコースの設置、8条、3ページにまたがりませんが、その中でコースの目的を定めてございます。9条にコースの種類及び修業期間等々、中身でございます。10条にいきますと、そのコースの入学期あるいは11条で入学資格、それが4ページ、5ページで続いておりまして、12条、6ページで教育内容、13条で卒業証書等、出口のことを書いております。14条で授業料等の徴収。次が章を改めまして、もう一つの大きな柱であります研究業務についてここで一つ設けてございます。第4章にもう一方の附帯業務というところで16条に附帯業務をうたっております。最後に、第5章になりますと業務の委託、委託することで十分な成果が期待される場合には業務の一部を委託することができることを17条、18条でうたっております。第6章の契約、これにつきましては機構における業務の契約の基本原則を述べておりまして、最後の20条でその他の業務の方法を一つ設けてございます。最後の附則でこの業務方法書は機構の発足と同時に平成18年4月1日から施行することにしてございます。

第2条の経過措置でございますけれど、これは現在海技大学校で開設中のコースで在籍者がおりますので、在籍者のいる期間中、その在籍者に対しては現行の海技大学校の課程を使用するというので、独立行政法人海技大学校の業務方法書によるものとするということにしてございます。在籍する者が卒業しましてゼロになった時点で、この課程については整理するという方針を持っているところでございます。

以上、海技教育機構の業務方法書について説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

【杉山分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見がございましたらご発言いただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

【加藤委員】 まず、兎島で1カ月やっているあれがありましたね。

【吉田理事長】 今は5級と……

【加藤委員】 6級はやっていなかった？

【吉田理事長】 6級はやっていません。6級は芦屋でっております。

【加藤委員】 あれは名前はどこに入るんですか。5級に入るわけ？

【吉田理事長】 海技士コースです。

【加藤委員】 そうすると6級はどこにあるんですか、5級までは書いてありますね。

【田根理事長】 今検討中ということで、まだ決まっていないので。

【吉田理事長】 決まっていないので、決まったところで書き込ませていただくという。

【加藤委員】 あれは芦屋でやるのですか、児島でしょう。

【田根理事長】 今のところは児島でやろうとは思っております。ただ、あれもやり方はまだ検討中ですので。海技丸を使うとしたら……。

【辻岡審議役】 あれは本省がまだ考えている段階で、内航業界から強い要望があって、本省がそれを検討している段階ですので、実施機関までおりにてきている話ではありません。

【加藤委員】 かなり昔からの懸案ですね、何カ月にするか。

【辻岡審議役】 そうです。本省で全部決めていただかないとやりようがないです。

【加藤委員】 わかりました。そうすると、このあれとしては、例えばやれば6級コース、やるとすればこういう形になるわけですか。

【辻岡審議役】 やるとすればですね。どういう形になるか、ちょっとまだ。

【加藤委員】 講習科とは全然違うんですね。

【佐藤理事】 講習課程は廃止いたしました。

【加藤委員】 わかりました。どうもありがとうございました。

【杉山分科会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

全く本筋と関係のないことで、私は法律の文書をよく知らないものですから、日常の用語では年齢は「満〇歳」と言いますね。法律の文書は年齢は「満〇年」というんですか。というのは、ここに年齢が出てくるんですが、「年齢満15年」とありますね。

【辻岡審議役】 私も手元に六法がないからわからないけれど、法律でそうなっているんじゃないかな、たしか。六法があればわかるけれど。

【田根理事長】 はい、倣って書いていますので。

【辻岡審議役】 やっていて何も疑問を感じていなかったものですから。そこはおっしゃるとおりですね。

【加藤委員】 「満」が入っているから「歳」はいかないんだな。

それからもう一つ、先ほどの経過措置は、「独立行政法人海技大学校業務方法書によるものとする」、それはそれでいいのか。平成18年4月からはなくなるんでしょう。そう

すると、「旧」はつけないのか。たしか何かがつくんだね。経過にはどういうふうにかいたかな。

【辻岡審議役】 旧独立行政法人海技大学校業務方法書によるものと。

【加藤委員】 だから、これはこの段階ではなくなるんだね。この名称のものはなくなってしまう。

【辻岡審議役】 これは現に在籍する者ですので、法律で書く場合には、厳密に言いますと廃止前の独立行政法人海技大学校と書いて、その後以下、旧海技大学校と通常書きますけれど。

【加藤委員】 この「現に」というものですね。わかりました。

【杉山分科会長】 ほかにいかがでございましょうか。

では、これでよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【杉山分科会長】 ほかに意見はございませんようですので、業務方法書は提示の内容どおり意見なしということにさせていただきたいと思います。

引き続きまして、役員報酬規程、役員退職手当支給規程の審議に移りたいと思います。

まずご説明を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

【田根理事長】 海技教育機構の役員報酬規程及び役員退職手当支給規程についてご説明させていただきます。

先ほど説明させていただきましたように、海技教育機構が2法人の統合によってできるところから、新たに海技教育機構の役員報酬規程、役員退職手当支給規程ということで作成いたしました。さらに平成18年4月1日から非公務員化、非特定独立行政法人ということで、通則法によりまして62条の中で特定の52条、53条を準用すると規定されております。それによりまして、非特定の独法につきましても国家公務員の給与、民間給与の役員の報酬等、それに法人の業務実績、その他の事情を考慮して定めなければならないとなっております。その基本的な考え方のもとに、ベースとしましては2法人の業務を引き継ぐというところから、俸給月額には海技大学校の現行の俸給月額を基礎として、昨年の国家公務員に対する人事院勧告、さらにその施行決定という政府の方針、さらには平成18年4月1日から指定職の見直しを含めたいわゆる給与構造の抜本的な改革ということが言われておりますが、それらの趣旨を踏まえ入れまして検討したものでございます。

1枚ものの紙でまとめて説明させていただいておりますが、俸給月額の改正につきまし

ては従来の国家公務員の相当部分を海技大学校も踏襲してきておりまして、それからいきますと理事長は指定4号相当。指定4号は平成18年4月1日以降の新制度の4号でございます。理事については指定1号相当、監事、非常勤についてはございませんで、これは従来の額をベースにして平均6.6%減額という数字がございまして、それに見合っただけで監事、非常勤についても算出したところでございまして、これが大きなところでございまして、さらに特別手当、経過措置等をして特別手当の支給について調整する旨を附則に入れてございまして、

二つ目には、いわゆる激変緩和といいますが、この給与構造の改定に伴う経過措置というところで減額者に対する調整部分が入ってございまして。さらに本則で従来調整手当という名前でいわれておりますが、これが抜本的に地域手当という名前に変わりました、国家公務員の例に倣って調整手当の支給制度を支給手当の支給に改正して、これは本則に入れてございまして、

以上が大きな役員報酬規程の内容でございまして、

二つ目の役員の退職手当支給規程でございまして、これは従来の規程、本則を変更しているところはございませんで、統合によって組織が変わりますので、双方にまたがった場合にその役員については在職期間を通算できるものを附則で入れたところでございまして。あわせて平成13年4月1日にスタートして以来、現行使っております退職手当、国の動向等に準じて種々改正してございまして、条文に枝番の条文等が入っておりますが、この際枝番をやめまして1条から旧番号をつけ直したのが改正になってございまして、

こちらは新旧対照表でございまして、先ほど説明しました部分が赤のアンダーラインでございまして。一番左の欄が海技教育機構の規程でございまして、第4条に俸給の月額、理事長、理事、監事を規定させていただいております。第5条で先ほど申しました地域手当という名前、従前は調整手当という名称で整理してございまして、ここに入れさせていただきます。

1枚めくっていただきまして2ページの第8条に、非常勤の役員手当を持ってきております。

残りは3ページの最後でございまして、附則の中で先ほど申しました経過措置をここにに入れてございまして、

以上が役員の報酬規程でございまして、もう一つの退職手当支給規程は資料2-3-2

でござんいただければと思いますが、3列に分かれた新旧対照表になってございます。一番左が海技教育機構の役員退職手当の支給規程でございまして、先ほど申しましたように旧海技大学校あるいは海員学校の支給手当も平成13年4月1日以降、数回の改正をしてきておりまして、例えば第2条の次に2条の2が入っておりますが、この際、これは第3条という枝番をやめた整理をしてございます。これにはあえて赤のアンダーラインが入ってございませぬ。内容的に変わりましたのは、3ページの下から附則に入っておりますが、その一番最後、附則の第6条で、二つの法人をまたがって在職している役員についてはその在職期間を通算するという規程を入れてございます。

以上が海技教育機構の役員報酬規程並びに役員退職手当支給規程の概要でございまして、よろしく願いいたします。

【杉山分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願い申し上げます。

【石津委員】 今回のものと直接関係ないかもしれませんが、以前から役員退職金に係る業績勘案率という資料をよく送ってきてくださって、それについてご回答させていただいているときがあるんですけど、そのときいつも思うというか、よくわからないことがあったのでこの際教えていただければと思います。業績勘案率は、きょうの資料であれば第2条に出てくる部分だろうと思いますが、皆さんは通常1.0ということでされていると思うんですね。法人の業績による勘案率が1.0で個人業績が幾つ、それで両方合わせて多分業績勘案率が幾つということを出していらっしゃるのかなと思うのですが、例えば個人の業績が0.0となっていたときに、法人の業績が1.0で、合わせて業績勘案率が1.0というところがよくわからないんです。違う資料をござんになっているところで、ご質問がうまく通らないかもしれないんですが。

【田根理事長】 ご質問の意味は十分理解するのですが、私も安易に申し上げて正確さを欠いてはいけないなと思いますので。

【石津委員】 質問の趣旨としては、私は、役職の方々がそれぞれ尽力されていて相応の退職金をいただけるということだとももちろん認識しているわけですけど、法人の財政状況、あるいはどこも厳しい状況であって、定員削減とかそういうお話がある中で、世の中でよく役員の方の退職金に関していろいろな意見があるんだろうと思っているものから、そういう観点から考えると個人業績が0.0となっても1.0になっていくと

ころがよくわからないと思っているんですけれど。

【田根理事長】 ちょっと乱暴かもしれませんが、正確でない部分があると思いますが、私が概念的に理解していますところでは、退職金も従前と同じようにいわゆる数式で計算したとおりの退職金を出しませんよと。業績が悪ければ1.0を下回ることもある、業績が上回れば1.0を上回ることもある。その審査は別の審査機関で審査して通知されると理解しております。

【石津委員】 その別の審査機関というのはここではなく……。

【辻岡審議役】 本省に聞くべき話なので本省が答えてもらわないと困るけれど、たしかこの前やった評価委員会でやるということじゃなかったでしたっけ。私が間違っていたらいけないので、本省が答えるべきことなもので。

【磯崎海技企画官】 退職役員の業績勘案率でございますね。役員の業績に応じて1.0にするとか0.9にするとか1.2にするとか、業績を反映したものにしましょうということになりまして、数年前からそういうふう動いてきているところでございます、昨年の評価委員会のときで、原則として1.0にしましょう。ただし、特別な事情があるときは0.9とか1.1にしましょうという方向になっております。役員の退職金を出す場合につきましては、役員の方についてはこういう業績がある、だから1.0。こういう業績がありますから1.1。こういう業績ですから0.9という理由をつくりまして、評価委員の皆様にお示しいたしまして、それで決めていただいて、それで掛け算をすることになっております。

【石津委員】 それでその資料をいただいているので、個人の業績が特段に理由はないという方でもやはり1.0になるわけですね。

【磯崎海技企画官】 1.0より特段に業績がいいとか、特段に悪いということになれば、評価委員会の皆さんの意見で点数を決めていただいてそのとおりになるということでございます。

【石津委員】 もう少し申し上げると、なかなか申し上げづらいんですけれど、いただいた規程から自分なりに計算してみると、通常いただいている月額のお給料の同額をいただくことになりましてね。4年お勤めされている方だと月額があって掛ける100分の12.5掛ける勘案率掛ける月数やった場合には、4年勤めていた方には4年間にいただいた月給の総額と同じものが退職金でほとんど出るというぐらいの計算になるかと思うんですが、それが大変なお仕事をされていらっしゃるからたくさんもらえるのはそうなん

だろうと思う反面、他方よく言われているように、退職金をたくさんいただいていますねという話が出ているところから考えてみると、平たく言えば、結局は退職したときに考えてみると月給が2倍になっていたという計算になると思うんですけど。そうであれば、勘案率をもう少し業績に応じた感じで考えていく必要性もあるのかなと思います。

【廻委員】 私が言うことでもないんですけど、勘案率が高いか低いかはまた別で、倍になるのではなくて半額でいいのじゃないかとか、極端に言えばそういう話もあると思うんですが、そういうことと勘案率を1.0にするか1.1にするか0.9にするかということは、何を以て判断するかは非常に難しいというか、例えば理事長の個人の問題なのか組織の問題なのか、あるいはさまざまなことがある、時代のこともあればいろいろある。その中で1.1、1.05、0.9という、何を以て、難しいモデル式でもあればいいんが……、というのを私は感じまして、ですから特段のことがない限りは、1.0で組織として考えればそれでよろしいだろうというふうに私は賛成申し上げたんですね。

その勘案率の給料の計算の額が多いか少ないか、これはまた全然別のことですが、勘案率としては、ここで何を以て判断するかというと、結構外で時々見ている海技大学校、今度は機構ですか、見ている立場として判断できるかということとはできないと申し上げたんですね。

【石津委員】 個人のご業績について判断するのは、外からはなかなかできないと思いますし……。

【廻委員】 もちろん外からというのもありますし、中から……。聞いたところ、どこまでその人の個人に帰するのもまた難しいところがありますよね。

【石津委員】 勘案率という部分が結局は総額幾らになるというところとリンクしてくるお話になってきていて、総額というのは、私のように外から見た人間から見ると、本日も月額幾らという金額が出ていますけれど、それから計算してみると相当な金額が支給されることになろうかと思うので。

【廻委員】 それは勘案率の問題が一つと、絶対的な金額の問題はまた全然別の問題で、これはこれでまた議論があるところでしたら、それはあるのかもしれませんが、勘案率に関しては、私は1.1とか0.9にする役割は勘弁してほしい、簡単に言えばそういうことなんです。そんなことはできませんと、はっきり申し上げたんですけど。

【加藤委員】 今まで当委員会では、退職について何件かあるんです。本来、基本的には退職金を幾らにするかということが全体の機構、独立行政法人の役員についてはこれだけ

の枠ですよと。その枠をめぐって評価委員会といろいろ議論がありまして、国土交通省の場合には独自の方法をとるということでオーケーしている。

問題は、今言った個人の評価と全体の評価ですが、基本的には退職金は役員会で決定すべきものですから、役員会で資料を出して、個人についてはこれだけ評価すべき点があります。プラス、マイナス含めて。組織としてはこれだけありますということが特になければ、規程どおり1.0でいくというのが役員会の提案で、それに対して我々は結構ですよというやり方をしている。そういう点で民間と若干違うのは、民間の場合は取締役会で決めておいて、最終的には株主総会でオーケーするんですけど、そういう点からいうと独立行政法人の場合は第三機関でレビューしますから、私は民間よりは若干透明性ありと理解をしているんですけど。

しかし、基本的には役員会で決定すべき事項でしょう。それで具体的に精査して、これについて組織としてこれだけ払いましょう、個人としてはこれだけプラスがあれば払いましょうと、特段にないから通常の予定どおりでいくと理解して、特に意見はオーケーですよとしてきたんですけど、そういう理解でよろしいんですか。

【杉山分科会長】事務局で説明してくださることがあれば、もう一度お伺いしたいと思いますが。

【村上船員政策課長】今の理解は原則的にそのとおりでございまして、私どもも透明性は十分確保できているのではないかと考えております。

石津委員が、在職期間中の基礎給与額と同じぐらいの退職金が出るというのはちょっと計算の……。

【藤井船員教育室長】例えば1年お勤めになった方になりますと0.125で一月半程度になりまして、それに対して先ほどの業績勘案率がある。これは公務員と全く同じシステムをとっておりますので、勤めた期間だけというのはちょっと違いますね。

【石津委員】私、計算の仕方の詳細がよくわからないところがあるものですから、多分理解が違っていたんだろうと思うんですが、外から見て、役職の方がたくさんいただいているという印象を持っている方も多いのかなという気持ちもしたので、そのところを教えてくださいいただければと思っただけなんです。

なおかつ、役職の方が大変なお仕事をされていて相応のものをいただいているらっしゃるのは当然のことだろうと思っているので、そのことについて、今いただいている金額についてどうというのとはちょっと違う観点で、一般から見ると何か考えるところもあるのか

なということお話しただけです。

【村上船員政策課長】 わかりやすく申し上げますと、2年間勤めて24カ月勤められた場合の退職金は、業績勘案率1.0の場合は給料の3月分が大体退職金の額になる、そのぐらいの水準でございます。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。

それではまた別の問題点がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。今の石津委員のご質問等は特に中身の変更にかかわることではございませんので、この規程について原案どおりということとさせていただきますよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【杉山分科会長】 それでは意見なしとさせていただきます。

以上で、海技教育機構の役員報酬規程、役員退職手当支給規程の審議を終了させていただきます。

前回の分科会におきまして、分科会長一任とさせていただきました中期目標・中期計画の修正につきましては、昨日私、事務局からご説明いただき了承させていただきました。これについて後ほど事務局から報告をいただきたいと思っております。

それでは、そのことをひとつよろしくお願いいたします。

【磯崎海技企画官】 前回の分科会で委員の皆様にご審議していただきました海技教育機構及び航海訓練所の中期目標・中期計画につきまして説明させていただきたいと思っております。

お手元に参考資料1、航海訓練所の中期目標・中期計画対照表、参考資料2、海技教育機構の中期目標・中期計画対照表を配付させていただいております。参考をお願いいたします。

まず海技教育機構でございますが、委員の皆様からご指摘いただいたとおりの修正を行いまして、昨日、杉山分科会長にご確認いただきまして、この修正が分科会の意見を適切に反映しているということとしてご了承いただきました。ご報告いたします。

また、航海訓練所につきましては、当日は委員の皆様から特にご指摘がなかったのでございますが、海技教育機構の例に倣いまして、一部中期目標と中期計画の項目のA、B、Cと並んでいるところの項目立てにつきまして、見やすいように一部修正させていただいております。修正箇所につきましては中で赤い字で見え消しにしております。これにつきましても分科会長のご了解をいただいているところでございます。

なお、両法人につきましても財務省との協議がまだ済んでおりませんので、財務関係等

につきましてまだ建議のままとさせていただいておりますが、財務省との協議が終わりま
したときには、また確定いたしましたら委員の皆様へ送付させていただきたいと思っ
ております。

以上でございます。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。

事務局からのご報告に関して、何かご意見がございましたらお願い申し上げます。

内容については、今ご説明にありましたように、前回委員の間で了解が成立して一任
いただいたことについて、そのとおり直されているということでございます。よろしゅう
ございますでしょうか。

それでは、審議につきましてはこれで終了ということで、以後の進行につきましては事
務局にまたお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【磯崎海技企画官】 ありがとうございます。

これで海技教育機構関連の議事が終了ということになります。

約10分間休憩させていただきまして、2時20分から次の審議をさせていただきたい
と思います。よろしく願いいたします。

休 憩

(航空大学校)

【東川内専門官】 それでは次の議題に入りたいと思います。航空大学校が対象でござい
ます。

事務局が交代しておりますが、事務局の紹介につきましては恐縮ではございますが座席
表によりご確認いただきたいと思います。申しおくれましたが、私、本日の進行を務めさ
せていただきます事務局の東川内でございます。

法人側でございますが、理事長ほかには出席いただいております。

航空大学校の岩見理事長でございます。

【岩見理事長】 岩見でございます。よろしくお願いいたします。

【東川内専門官】 次に、資料の確認をさせていただきます。

お手元には航空大学校の業務方法書の改正に伴う審議資料として、業務方法書改正案、

同新旧対照表及び改正の概要をご配布しております。次に役員報酬規程の改正に伴う審議資料として、役員報酬規程改正案と同新旧対照表及び改正の概要をご配布しております。

また、前回（第11回教育機関分科会）ご審議いただきました中期目標（案）及び中期計画（案）については意見なしということでございましたが、その後、財務省との事前協議等の結果、一部、変更（修正）が生じたので、ご説明させていただきたく関係資料をお配りしております。遺漏はございませんでしょうか。

それでは、以後の進行につきまして杉山分科会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

【杉山分科会長】 よろしくお願申し上げます。

進め方につきましては、先ほどの航海訓練所及び海技教育機構と同様にさせていただきます。

まず、業務方法書について法人からご説明をいただいて、委員の方々のご意見をお伺いしたいと考えます。

それでは業務方法書について、法人からご説明をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いたします。

【岩見理事長】 よろしくお願いたします。

航空大学校業務方法書の一部改正ということで説明させていただきます。お手元にその関連の資料は一部改正の趣旨を書いた1枚紙、そして縦判で業務方法書（改正案）、横判で新旧対照表、この3種類があると思います。

まず、縦判の改正の趣旨について若干申し上げますが、航空大学校は非公務員型独立行政法人になるということで、航空大学校法上の第4条の規程が変更になります。そのためその後の条ずれが起こっておりまして、引用の条文の訂正がまず入っております。そして中身的には航空英語証明に係る教育課程の規程の問題、あるいは附帯業務の規程の問題を若干変えましたのでご説明させていただきたいと思ひます。

この中身につきましては、新旧対照表の横判が判りやすいと思ひますので、ご覽いただきたいと思ひます。まず第2章の業務の方法、第3条です。法律第11条第1号が赤字になっておりますが、これが先ほど申し上げた条ずれによって11条に変更になっております。そして、その下に赤字で書いておりますが、「航空法第33条1項に規定する航空英語能力証明に係る教育を行う課程を置き」と明記してございます。これはご承知のとおり、航空英語に関しまして、管制とのコミュニケーション等の問題があり、英語能力証明が国

際標準で定められ、それを受けまして航空法を改正いたしました。その中で航空大学校(その他指定養成施設も含む)の課程の修了者は本証明に係る試験の一部または全部の免除があると、そういう規定が盛り込まれましたので、それを受けて英語能力証明に関する課程を置くことを明記いたしたところでございます。それが第1点でございます。

第2項が赤字になっておりますが、教育の内容及び方法、その他教育に関する事項について教育規程に定めるということで、私どもは教育規程を置いておりましたけれど、業務方法書の中に明らかに位置づけておりませんでしたので、改めてここに位置づけを明文化するというところでございます。

2枚目をめくっていただきまして、これは附帯業務の関係でございます。条ずれの部分が1個ございますが、前回ご審議いただきました中期目標及び計画におきまして、私どもの本務とする乗員の養成のほかに二つの柱を設けております。民間養成機関の指導支援、そして航空技術安全行政への寄与、その二つの柱の業務を業務方法書に明確に位置づけるべきということで、このような改定を行いました。まず小型航空機に限定されたところを、小型をとって航空機全般について基礎的研究ができるようにすること、国内外の主要な乗員養成機関ということで、操縦士の養成に関する実態調査及び支援をできることにいたしました。そして六として、航空技術安全行政の技術支援という新たな項目を設けました。その他、施行日を明記したということでございます。

以上3点が業務方法書の改正でございます。

以上でございます。

【杉山分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、ご意見等お願い申し上げます。

【杉山分科会長】 いかがでございましょうか。特段のご意見はございませんでしょうか。

特にご質問、ご意見もないようですので、業務方法書については提示の内容どおりということで、意見なしとさせていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【杉山分科会長】 ありがとうございます。

次に、役員報酬規程についてご審議をお願いいたします。

業務方法書と同様に、まず法人からご説明いただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

【岩見理事長】 役員報酬規程の一部改正について、ご説明申し上げます。

概要版、縦長の部分の1ページ目を中心に説明いたしますが、実は航海訓練所と趣旨は全く同じでございますので、時間の節約のために省略させていただきます。私どもも国家公務員の指定職の俸給表に従って基準額を決めておまして、現行98万8,000円のところを6.6%減で、改正後92万2,000円ということで理事長の給与を下げ、同率で監事の給与を下げること及び経過措置として航海訓練所と同様の規程を設けるということでございます。

改正条文が規程による条ずれが生じますが、実務的なところでございますので説明を省略させていただきます。

その他、資料としては報酬規程の中身、そして新旧対照表をお配りしておりますが、いずれも同じでございますので省略させていただきます。

以上でございます。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。

早速ですが、ご意見等がございましたらお願い申し上げます。

よろしゅうございますでしょうか。航海訓練所と全く同じでそのときも特に意見はなかったわけですので、今回も特にご意見はないようですので、原案どおりということで意見なしとさせていただきます。

非常にスピーディーでしたが、以上で業務方法書及び役員報酬規程の審議は終了いたしました。

この後、もう一つの資料ですが、前回の分科会におきまして航空大学校の中期目標と中期計画について審議の結果、意見なしということになったわけでありましたが、その後、財務省との事前協議等が行われて、一部の修正が生じた旨事務局からご報告を受けておりますので、その修正内容について事務局からご説明をちょうだいしたいと思います。

【川上航空従事者養成・医学適性管理室長】 それでは前回の分科会から修正が生じた部分についてご説明させていただきたいと思います。乗員課の川上と申します。

お手元に『第2期中期目標（案）・中期計画（案）の教育分科会了承後の修正事項について』という横版の資料と、もう一つ「参考資料3」の中期目標・中期計画の対比表（案）という2点資料を用意しております。前回から修正が生じた部分につきましては赤い文字にしております。

説明は『修正事項について』という資料で行わさせていただきたいと思います。

まず1点目でございますが、中期目標（案）と中期計画（案）の2の「業務運営の効率

化」の「一般管理費の削減」という項目でございますが、前回ご説明しましたときには保留案件で5%程度抑制として仮置きの数値を載せていたわけですが、財務省との事前協議等の調整の中で6%の指示を得まして修正しております。なお、中期計画（案）についても同様ですが、表現振りについては、次にご説明します「業務経費の削減」とそろえさせていただきます。

その次に1ページ目の下の段になりますが、「業務運営の効率化」の中の④として「業務経費の削減」という項目が、財務省から旧建設系の独法との横並びを図る必要があるのではとの指摘がございまして、新たに追加となりました。

この「業務経費の削減」の記述は、一般管理費と同様の書きぶりでございますが、数値としては2%程度抑制することということで中期目標と中期計画に追加させていただいております。

次に2ページ目でございますが、業務運営の効率化の中の⑤として「教育コストの分析・評価」という項目がございました。ここで修正前の表現ぶりでは、総務省の政・独委の勧告の方向性を受けまして、「コスト構造を明確化するとともに教育コストの抑制に努める」という表現を中期計画に入れておりましたが、財務省からこの表現ぶりをもう少しわかりやすくしなさいという指摘がありましたので、「教育コストとそれ以外のコストを区別・把握することにより、教育コストの抑制に努める」という表現ぶりに修正しております。

その次は中期計画の2.（1）の「教育の質の向上」の部分でございます。これは表現ぶりの修正で、「教育規程上のシラバス時間」という言葉を使っておりましたが、財務省から一般国民にわかりやすい言葉にしなさいという話がありまして、「教育規程上の標準教育時間」という表現に修正しております。

次にその下の中期目標の3.（1）の「教育の質の向上」の中で、年間の養成学生数72名というくだりの括弧書き表現で「平成18年度の入学者は54名」としておりましたが、「養成学生数」と括弧の中の「入学者」という表現ぶりでは統一性がなく趣旨が明確でないという指摘をいただきましたので、括弧の中の表現ぶりを「平成18年度入学の養成学生数は54名」ということで修正しています。

その次、3ページ目でございますが、これは中期計画でも同様の内容がありましたので同様に修正しております。

その次の（5）の「企画調整機能の拡充」でございます。これは前回ご説明した修正前の表現では「航空安全行政」という言葉を使っておりましたが、これは我々の趣旨といた

しまして「航空技術安全行政」という言葉をほかの項目で使っておりますので、ほかの並びと合わせて「航空技術安全行政」という表現に修正しております。

最後に4ページ目でございます。「剰余金」の項目につきましては「空港整備事業以外の事業に係る剰余金の使途」というところで、「養成の向上に資する調査・研究及び国の航空技術安全行政」という表現を使っていましたが、財務省からそもそも剰余金は独法が努力した成果を独法自身のために使えるという趣旨のお金であり、国の業務に使用するというのは馴染まないとのこと指摘がございましたので、「国の」という表現ぶりを削除しております。

最後に中期計画の「人事に関する計画」の部分でございます。修正前の表現では、人件費の削減の取り組みとして、人員について10%程度削減という表現を使っておりましたが、同様の内容の項目が「組織運営の効率化」にもございまして、そこは常勤職員の約10%程度削減という表現にしておりましたので、表現をそろえたということでございます。

以上が、財務省との事前協議等により変更（修正）となった部分でございます。

また、今後、財務省と本協議がございまして、さらにまた修正ということも考えられますが、この協議が整いまして中期計画の目標が確定しましたら、委員の皆様へ送付させていただきますかと思っております。

以上でございます。

【杉山分科会長】 ありがとうございます。

以上、事務局からのご報告ですが、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

【廻委員】 国の航空安全行政と「国の」をとると何か違いがあるのでしょうか。

【加藤委員】 これはあるんじゃないでしょうか、これは地方も入るという意味ですから。この行政は、いわゆる役所の行政ではなくて、英語に訳すとマネジメントですか。パブリックという意味じゃないんでしょう、公権力という意味じゃなしに、あり方でしょう。

【川上航空従事者養成・医学適性管理室長】 私どもとしましては、先ほどの業務方法書の中でもご説明しましたように、今回、航空大学の新たな役割として航空技術安全行政の支援という表現を入れていますので、もともと独法の業務として国の航空技術安全行政に資するための調査・研究を行うという趣旨で書いておりましたが、財務省からは、「国の」と書いてあると何で独法が努力したのに国のために業務をやるのかという誤解を招くのではないかとというのが指摘の趣旨だと思います。

【加藤委員】 財務省の趣旨はよくわかりました。稼いだものを国が取ってはだめという

趣旨ですね。

【杉山分科会長】 ほかにいかがでございましょう。

コストの話ですが、教育コストとそれ以外のコストというのは、本来はその区別を厳密にしようとするとなかなか難しいだろうと思いますけれど、これは教育コスト、これはそれ以外という分け方はあるのでしょうか。

【岩見理事長】 いわゆる航空機整備に要する費用と航空機燃料のお金、そういう訓練に直接使っている経費を教育に要する経費と分けています。

【杉山分科会長】 それ以外のものをつなごうの強さ弱さは違いがあるけれど、結局は教育に入っているものもあるのでしょうか。

【岩見理事長】 全部絡んでまいりますが、直接の業務経費という言い方で切っております。実はそこが切れなくて、この削減が辛いのですが、お金がなくなって訓練を縮小するわけにもいかないものですから、具体案をどうしようかと悩んでおります。特に燃料高騰もございますので、ちょっと辛いところであります。

【杉山分科会長】 ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは以上でございますので、以降の進行につきましては事務局にお返し申し上げます。

【東川内専門官様】 では、最後に事務局から本日の議事要旨の公開等について簡単に説明申し上げます。

本日の分科会の内容等につきましては、議事の公開に関する方針に基づきまして主なご意見を議事要旨として作成の上、速やかに公表させていただきます。

次に、議事録につきましてはその内容をご確認いただきたく、後日、委員各位にご送付申し上げますので、お忙しいところまことに恐縮ではございますが、ご発言内容等のご確認をお願い申し上げます。

また、本日の会議資料につきましては後ほど郵送させていただきますので、ご着席の場にそのまま置いておいていただいて結構でございます。

以上をもちまして、国土交通省独立行政法人評価委員会第12回教育機関分科会を終了させていただきます。

委員の皆様には長時間にわたる議事の進行にご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

閉 会